

森林環境税について

課税がスタートします

令和6年度から森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、森林環境税（国税）が課税されます。税収は、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

また、東日本大震災の発生にともない、平成26年度から村民税・県民税で各500円ずつ負担していた復興特別税は、令和5年度で終了します。

- 対 象 国内に住所を有する個人
※村・県民税が非課税の方は非課税
- 税 額 年額 1,000円
- 徴収方法 村・県民税均等割と併せて徴収されます。
- 問 合 せ 税務会計課 ☎82-1224

		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	—	1,000円
村民税	村・県民税	3,500円	3,000円
県民税	均等割	1,500円	1,000円
計		5,000円	5,000円

相続登記の申請が義務化されます

4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される場合があります。

- 問 合 せ
さいたま地方務局東松山支局
☎22-0379



法務局 HP

電柱や電線に木の枝がかかっている場合の通報先

電柱や電線に木の枝がかかっている、または倒木等を発見した場合については、東京電力、NTT等、その電線の管理者に連絡をしてください。

- 問 合 せ
東京電力 ☎0120-995-007
NTT ☎0120-444-113
建設課 ☎82-1222



村 HP

食品ロスを削減しましょう

もったいないをなくそう

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本で発生する食品ロスの量は、年間612万tもあります。これは1人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になります。

食品ロスを減らしてごみの減量化をしましょう！生ごみ削減！3キリ運動！

3キリ運動とは、①食材を無駄なく使いきる。②食事をおいしく食べきる。③生ごみを捨てる前に水きりをする。この3つのキリを行うことで、ごみの発生量を減らそうという取り組みのことです。

- 問 合 せ 保健衛生課 ☎82-1777

埼玉県環境アドバイザー募集

あなたの力が必要です

埼玉県では、豊富な経験や知識を有し、地域で環境保全活動や環境学習等の指導・助言をおこなう環境アドバイザーを募集しています。

詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

- H P <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kankyoadviser.html>
- 問 合 せ 埼玉県環境部環境政策課 ☎048-830-3019
埼玉県環境部温暖化対策課 ☎048-830-3033